

※令和元年11月20日(水)議会運営委員会にて決定

議会活性化検討委員会2019 確認事項

議会活性化検討委員会2019(以下「委員会」という。)については以下のとおりとする。

名 称	議会活性化検討委員会2019	
目 的	議長の諮問に応じ、長野市議会の活性化等に関する事項について調査及び審議し、議長に答申する。	
位置付け	会議規則第166条で規定する協議等の場	
構成員	検討委員会は、委員12人により組織する。 委員の構成は、新友会5人、日本共産党2人、改革ながの市民ネット2人、公明党2人、無所属1人とする。	
招集権者	委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、初回の委員会は議長が招集する。 検討委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等を明らかにしなければならない。	
期 間	令和5年9月定例会までとし、全ての検討が終了した段階で解散する。ただし、会派等の事情によって交代することができる。	
委員長及び副委員長	委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。	
会 議	定足数	委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
	委員外議員	委員が欠席する場合は、その所属会派の他の議員が委員外議員として委員会に出席することができる。この場合は、事前に委員長に連絡するものとする。 委員会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。 委員以外の無所属議員は、オブザーバーとして出席することができる。この場合の取扱いは委員会条例第5条の申合せの7に準じる。
	表決	検討委員会の議事の決定は、原則として全会一致とする。
	公開及び記録	委員会の会議は公開とする。ただし、委員会の議決により秘密会とすることができる。 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名しなければならない。